

議案第 9 0 号

京丹後市国民健康保険直営大宮診療所及び京丹後市国民健康保険直営五十河診療所の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり、京丹後市国民健康保険直営大宮診療所及び京丹後市国民健康保険直営五十河診療所の指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 2 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設の所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市国民健康保険直営 大宮診療所	京丹後市大宮町河辺 2 3 4 2 番地	京丹後市大宮町周枳 2 3 1 8 番 地の 2 飯田診療会	「平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 4 0 年 3 月 3 1 日まで」を 「平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで」に変更する。
京丹後市国民健康保険直営 五十河診療所	京丹後市大宮町延利 4 1 4 番地の 1		

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき京丹後市国民健康保険直営大宮診療所及び京丹後市国民健康保険直営五十河診療所の指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるものである。